

オホーツク木のプラザリース(遊具)申請書・契約書

平成 年 月 日

社団法人 オホーツク森林産業振興協会
理事長 大 西 薫 様

〒 -

住 所

申請者 (印)

次のとおり遊具のリースを申請・契約します。

責任者氏名					☎	
住 所						
使用場所(施設名)					☎	
住 所						
使用月日	月	日	～	月	日	日間
商 品 名	単 価	数 量	合 計	備 考		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合 計						

(ここからは記入しないでください)

領 収 書 控	領 収 控	平成 年 月 日	合 計 金 額
右のとおり納めます。		(印)	円

決 裁

理事長	専務	局長	主幹	主査	係	上記のとおり承認 してよろしいか

リース契約約款

社団法人オホーツク森林産業振興協会(甲)と申請人(乙)とは、契約約款により下記の事項により別紙申請書に記載するリースに関する契約を締結する。

第1条 総 則

この契約は、乙が別紙明細書内訳書のリースを円滑に行なわれることを目的とし、甲及び乙は誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 設置場所

この契約の対象物件の設置場所は申請された場所の通りとする。

第3条 契約期間

契約期間は申請された期間までとする。

第4条 リース料

別紙明細書のリース料は、申請書に記載された合計金額とする。

第5条 支払い条件

リース料金は双方の契約時に決定し支払うものとする。

第6条 解 除

乙は自己の都合により本契約を解除するときは、口頭または文書を持って甲に通知するものとする。契約解除のときは、リース料は契約金額とする。

天災地変、公用徴収その他の行政処分により本物件の使用継続が困難なとき、本契約は無条件で当然解除とする。

期間満了の際は、乙は速やかに全てのリース物件を、原状に回復し甲に引き渡すものとする。

第7条 物件の使用管理義務

乙は物件を管理者の注意義務をもって使用中管理し、消耗品及び費用を負担する。また物件の譲渡、質入れ、転貸及び改造はしないこととする。

契約に定めのない事項

この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙誠意をもって協議し定めるものとする。